

令和 7 年 4 月 9 日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	パナソニック E W エンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中心区城見 2 - 1 - 6 1

2 入札参加資格停止措置期間 令和 7 年 4 月 9 日から令和 7 年 7 月 8 日まで（3 カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する物品調達契約

4 事実概要

パナソニック E W エンジニアリング株式会社は、建設業法第 2 6 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第 1 5 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。当該事実が建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 3 1 日、国土交通省近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市物品調達等の契約事務に関する規程第 2 4 条第 2 項の規定において準用する水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第 7 5 条第 1 項別表第 4 第 1 3 号「建設業法違反」に該当する。

契約規程

措 置 要 件	期 間
別表第 4 第 1 3 号 イ 建設業法第 2 8 条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3 カ月以上 9 カ月以内

令和 7 年 4 月 9 日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上 1－1－2

2 入札参加資格停止措置期間 令和 7 年 4 月 9 日から令和 7 年 7 月 8 日まで（3 カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する物品調達契約

4 事実概要

パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。当該事実が建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日、国土交通省関東地方整備局長より営業停止処分を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市物品調達等の契約事務に関する規程第 24 条第 2 項の規定において準用する水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第 75 条第 1 項別表第 4 第 13 号「建設業法違反」に該当する。

契約規程

措 置 要 件	期 間
別表第 4 第 13 号 イ 建設業法第 28 条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3 カ月以上 9 カ月以内